

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第12条第2項の規定により提出します。

平成31年3月13日

瀬戸市議会議長 長江 公夫 殿

提出者 瀬戸市議会総務生活委員長

高島 淳

3 1 年委員会提出第 1 号議案

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項の一部改正

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項（昭和 5 6 年 3 月 2 4 日議決）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「市が当事者である和解」を「市が当事者である和解及び調停」に改める。

本則に次の 1 項を加える。

4 その目的の価額が 5 0 万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関すること。

附 則

この議決の効力は、平成 3 1 年 4 月 1 日から生ずるものとする。

（理 由）

この案を提出するのは、非強制徴収債権の債権管理・回収を行うに当たり、迅速に法的措置を行うことができるよう、専決処分事項を追加するに当たり、議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項中所需の事項を改正するため必要があるからである。

議会の権限に属する事項中市長の専決処分事項案新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 <u>市が当事者である和解及び調停</u>で、その目的の価額が1件50万円以下のものに関する<u>こと</u>。ただし、交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額以下のものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 <省略></p> <p>4 <u>その目的の価額が50万円以下の金銭債権に係る訴えの提起に関する<u>こと</u></u>。</p>	<p>1 <u>市が当事者である和解</u>で、その目的の価額が1件50万円以下のものに関する<u>こと</u>。ただし、交通事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額に相当する額以下のものとする。</p> <p>2 <省略></p> <p>3 <省略></p>